

## 「東住吉区 魅力ある学校づくり応援団」制度実施要綱

### (設置)

第1条 東住吉区内の大阪市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の魅力ある学校づくりを支援することを目的として、個人登録による「東住吉区魅力ある学校づくり応援団」（以下「応援団」という。）を設置する。

### (支援対象)

第2条 応援団の支援対象は、学校活動並びに「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業（以下「はぐくみネット事業」という。）及び中学校区学校元気アップ地域本部による事業（以下「学校元気アップ事業」という。）に基づく活動とする。

### (活動内容)

第3条 応援団の活動内容は、学校活動並びにはぐくみネット事業及び学校元気アップ事業に基づく活動ごとに必要な別表に掲げるものとする。

### (活動に当たっての遵守事項)

第4条 応援団の活動に当たって遵守しなければならない事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 公共の福祉又は公序良俗に反する行為を行わないこと
- (2) 宗教活動、政治活動（特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対する活動を含む。）又は営利活動を目的とする行為を行わないこと
- (3) 児童・生徒等と接する場合は、学校、はぐくみネットコーディネーター及び学校元気アップ地域本部地域コーディネーター（以下「学校等」という。）と十分連携し、適切に支援すること
- (4) 応援団の活動中に知り得た個人情報その他一切の情報を「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」の趣旨を踏まえ、活動中、活動終了後を問わず、第三者に開示漏洩し、又は自ら使用しないこと

#### (登録票)

第5条 応援団への登録を希望する者は、区が指定する登録票（以下「登録票」という。）を大阪市東住吉区長（以下「区長」という。）に提出することにより、登録の申込みを行う。

2 前項の規定により登録票が提出されたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、登録票を受理するものとする。

- (1) 登録票の提出者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合
- (2) 登録票の提出者が満18歳未満の者である場合。ただし、保護者の同意がある場合はこの限りでない。
- (3) 登録票に不備、記載漏れがある場合
- (4) その他区長が登録することが妥当でないと判断する場合

3 前項の規定により受理した登録票は、教育行政業務を所管する課長が管理するものとする。

#### (登録内容の変更)

第6条 前条第2項の規定により受理した登録票の提出者（以下「登録者」という。）は、登録票の記載内容に変更が生じたときは、新たな登録票を提出することにより、速やかに区長に申し出なければならない。

#### (登録期間)

第7条 応援団への登録期間は、登録票を受理した日からその日の属する年度の末日までとする。

#### (登録期間の延長等)

第8条 登録期間が終了する概ね2か月前までに、登録者に対して登録継続の意思確認を行うものとする。

- 2 登録者は、前項の意思確認に対して登録継続を希望する場合、新たな登録票を区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出された登録票については、第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定を準用する。

4 第2項及び前項の規定により登録票を受理した場合は、翌年度の末日まで登録期間を延長する。

5 第2項の規定による新たな登録票の提出がなかった場合は、登録期間の満了をもって応援団への登録を終了するものとする。

(登録の取消)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことがある。

- (1) 登録者から登録を取り消したい旨の申し出があった場合
- (2) 第4条各号に違反する場合
- (3) 登録者が第5条第2項第1号又は第2号に該当する場合
- (4) その他区長が登録を継続することが妥当でないと認める場合

2 前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を登録者に通知するものとする。

(登録者情報の取扱い)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録票に記載された登録者情報を学校等に提供するものとする。

- (1) 学校等が登録者からの支援を受けようとするため、登録者の情報の提供を求める場合
  - (2) 登録者の活用促進のため、学校等への情報の提供が妥当であると区長が判断する場合
- 2 応援団の活用促進のため、登録票に記載された登録者情報のうち次の各号に掲げるものについて、登録者の同意を得た上で、広報事業に活用することができる。
- (1) 氏名
  - (2) 希望する活動内容

(活動依頼手続)

第10条 応援団への活動依頼は、学校等が支援を受けようとする登録者に連絡することにより行うものとする。

(活動条件)

第11条 応援団の活動に当たっての日時、場所、報償金、保険加入等の諸条件については、学校等と登録者の間で定めるものとする。

(活動報告)

第12条 応援団の活動内容を区の広報事業に活用するため、必要に応じて学校等や登録者に活動報告を求めることがある。

(補則)

第13条 この要綱で定めるもののほか、応援団の制度実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

本要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 児童・生徒への学習支援
2 発達障がい等のある児童・生徒への支援
3 不登校の児童・生徒の支援
4 帰国・来日した児童・生徒への支援
5 給食の配膳補助
6 学校事務の補助
7 その他学校等が必要とする支援